

学校保健安全法で定められている学校感染症

下記の病気は学校感染症といわれ、たとえ軽症でも登校できません。学校感染症と診断された場合には学校に連絡をしてください。その後は医師の指示に従ってください。学校感染症で欠席する期間は、法律で定められた「出席停止」となり、欠席扱いにはなりません。

治癒後に登校する際、「診断書」や「登校許可証明書」といった書類を学校に提出する必要はありません。

	病名	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、中東呼吸器症候群 (MERS)、特定鳥インフルエンザ (H5N1)	完全に治癒するまで。
第2種	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで。
	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザを除く。)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹 (はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
	風しん (三日はしか)	発しんが消失するまで。
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで。
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで。
	結核	医師が伝染のおそれがないと認めるまで。
第3種	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 *その他の感染症	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで。

※その他の感染症：主治医から感染のおそれがあるため登校を控えるように指示された場合

感染性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス等)、サルモネラ感染症、カンピロバクター感染症、マイコプラズマ感染症、インフルエンザ菌感染症、肺炎球菌感染症、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、RS ウイルス感染症 (急性細気管支炎)、EB ウイルス感染症 (伝染性単核球症)